

福祉保健部の対応状況等について

令和 2 年 3 月 3 日
福祉保健部

1 感染症対策に関する主な対応状況等

(1) 主な対応状況

令和 2 年

- (1 月 30 日 国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置)
- 31 日 県に「中小企業特別相談窓口」を設置 (商工観光労働部)
- (31 日 WHO が緊急事態宣言)
- 2 月 3 日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置 (福祉保健部)
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (第 1 回) の開催
- 5 日 「帰国者・接触者相談センター、同外来」の設置 (福祉保健部)
- (13 日 国が緊急対応策を公表)
- 14 日 県に「労働相談窓口」を設置 (商工観光労働部)
- 18 日 庁議での情報共有
- 21 日 「帰国者・接触者相談センター」の 24 時間体制構築 (福祉保健部)
- 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 (第 1 回) の開催
- (25 日 国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表)
- 28 日 宮崎県新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会 (第 2 回) の開催
- ※ 各部局では、随時、国からの通知等の周知や関係機関との対応確認等を実施

(2) 本県における相談・検査状況

(単位：件)

| 相談件数 | 検査件数 | |
|--------|------|-------------------|
| | 一般相談 | 帰国者・接触者 相談センター |
| 1, 633 | 638 | 995 |
| | 陽性件数 | 陰性件数 |
| | 29 | 0 |
| | | 29 |

※ 令和 2 年 2 月 5 日～3 月 1 日までの件数 (宮崎市保健所分を含む)

※ 相談内容は、病状に関するもののほか、旅行やクルーズ関係、スポーツ大会や学校行事等の開催など、多岐にわたる。

※ 現状では衛生環境研究所において、1 日 24 件の検査が可能。検査能力のさらなる増強について調整中。

(3) 病床及び医療物資の確保

ア 第二種感染症指定医療機関において、感染症病床 30 床を確保するとともに、一般病床における確保についても、各保健所を通じて関係医療機関に要請している。

イ 県内 7 つの感染症指定医療機関におけるマスクや消毒液などの在庫状況について毎週調査を行っており、今後不足する場合は県からの供給、国への要請を行う。

2 福祉施設の対応状況等について

(1) 高齢者施設・障がい者施設・その他の社会福祉施設

十分な感染防止対策を前提として、必要なサービスを継続的に提供。

ア 入所施設・居住系サービス

(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、障がい者入所施設など)

①職員：発熱等の症状が認められる場合は出勤停止

②面会：制限(緊急やむを得ない場合を除く。発熱が認められる場合は面会禁止)

イ 入所施設・居住系サービス以外

(通所介護(デイサービス)、短期入所(ショートステイ)、訪問介護、障がい者就労支援など)

①職員：発熱等の症状が認められる場合は出勤停止

②利用者：発熱等がある場合はサービス利用の制限を要請

※ 通所・短期入所等で感染者が発生した場合は、公衆衛生対策の観点から、県が当該事業所に対し、直ちに休業を要請

(2) 保育所、幼稚園、認定こども園

ア 感染の予防に留意した上で、原則として開所。

イ 園児や職員が罹患した場合は、臨時休園を検討する。地域で感染が拡大している場合も同様

ウ 保育所等において保育士等が一時的に不足した場合、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準(職員の配置基準)を緩和するよう配慮。

(3) 放課後児童クラブ

ア 感染の予防に留意した上で、原則として開所。

イ 開所時間は、長期休暇などにおける開所時間(原則、1日につき8時間)に準じた取扱いとするよう要請。

ウ 県内市町村においては、長期休暇と同様の開所時間とするなどの対応を実施済み。